

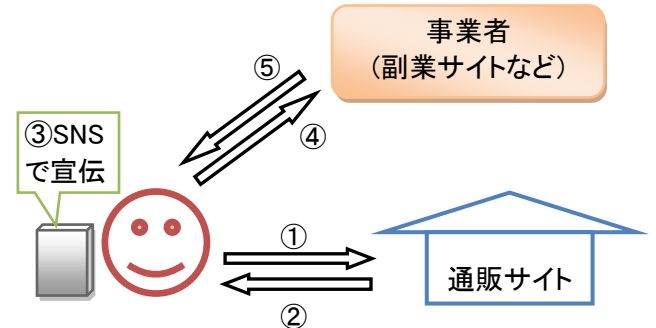
## 『商品を SNS で宣伝すると報酬がもらえる』という

### 多額の商品を買わせる儲け話にご注意！

インターネット通販サイトで商品を購入し、その商品等について SNS で宣伝すると商品購入代金が支払われる、報酬等の収入があるといった儲け話に関する相談が寄せられています。トラブルの未然防止のため、皆さんへ注意を呼び掛けます。

#### 「商品を SNS で宣伝すると報酬がもらえる」という儲け話の仕組みの一例

- ① 消費者が商品購入
- ② 通販サイトから商品が送られる
- ③ 消費者が SNS で商品进行宣传する
- ④ 宣伝したことを事業者（副業サイト、広告代行ビジネスなど）に報告する
- ⑤ 商品購入代金＋報酬等を受け取る



#### 相談事例

商品を購入し、SNS で宣伝すればクレジットカードのポイントがたまるという広告代行ビジネスの事業者を知人から紹介された。実際に事業者が指定する商品（食品、日用品、化粧品など）をクレジットカードで 150 万円分購入し、SNS で宣伝したところ、購入代金の全額が入金され、ポイントもたまったので、翌月は約 400 万円分の商品を購入した。しかし、事業者からの入金はなく、クレジットカード会社に支払いができなくなった。このまま約 400 万円の代金は支払わなければならないか。（2019 年 3 月受付 20 代男性）

#### 消費者へのアドバイス

- ・ うまい話を持ちかけられても、うのみにしないようにしましょう

事例のように、最初は商品購入代金や報酬が支払われたため、事業者を信用し、さらに商品を購入したところ、入金がなく、事業者とも連絡も取れなくなったケースもあります。「簡単に儲かる」など副業サイト等に掲載されていたり、友人等から紹介されたりしても、その内容をうのみにせず、慎重に判断しましょう。

- ・ 勧められるがままに多額の商品を購入することは危険です

クレジットカードで多額の商品を購入しても、約束の購入代金の入金がなかった場合、自分の預金を崩して支払ったり、借金をせざるを得なくなったりしたケースもあります。このような儲け話は、消費者が SNS で商品进行宣传するだけで本当に利益が生まれているか、なぜ消費者に報酬が支払われるのかといった儲けの仕組みがよくわかりません。勧められるがままの多額の商品購入は危険です。

[平成 31 年 4 月国民生活センター公表]

消費生活相談のことなら・・・

- 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003
- 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) 0584-68-0185
- 消費者ホットライン ☎188

### 偽物に注意!!

2020 年東京オリンピック・パラリンピックのチケット抽選の当選結果が 6 月 20 日から発表されています。大会組織委員会では、応募者に「2020 年オリンピックチケット抽選結果のお知らせ」という通知メールを送っていますが、メールには、当選枚数と合計金額のみが記されています。公式サイト URL や問い合わせ先の電話番号などは記載されません。サイトに接続する URL があったら、それは偽メールです。絶対にアクセスしないでください。ハガキや電話での当選通知も行いませんので、詐欺まがいのお知らせにご注意ください。